

# 志茂まちづくり協議会規約

令和4年8月3日

## 〈名称〉

第1条 本会は、「志茂まちづくり協議会」と称する。

## 〈目的〉

第2条 本会は、志茂地区の防災性能と居住環境の向上を図り、安全で住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

## 〈活動〉

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) まちづくりに必要な調査、研究及び勉強会に関する事。
- (2) 地域のまちづくり意識を高めるための広報等に関する事。
- (3) その他まちづくりに関する事。

## 〈会員〉

第4条 本会は、第2条の目的に賛同するものを会員とする。

## 〈役員〉

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

## 〈役員を選任〉

第6条 役員は、総会において選任する。

2 役職は、役員相互により決定する。

## 〈役員職務〉

第7条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営に必要な会務を担当する。

〈役員任期〉

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

〈相談役〉

第9条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、本会に必要な助言等を行う。
- 3 相談役の選任及び任期は、役員に準ずる。

〈会議〉

第10条 会議は総会、役員会及び定例会とし、必要に応じて、臨時会及び部会を開くことができる。

- (1) 総会は、毎年1回開催する。
  - (2) 役員会及び定例会は、原則として2ヶ月に1回開催する。
- 2 総会及び役員会（臨時会を含む）は、役員過半数の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。

〈事務局〉

第11条 本会の事務局は、北区まちづくり部に置く。

〈その他〉

第12条 規約に定めのない事項及び本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

付 則（平成18年7月23日）

この規約は、平成18年7月23日から実施する。

付 則（平成20年11月12日）

- 1 この規約は、平成20年11月12日から実施する。
- 2 平成20年11月12日に選任された役員及び相談役の任期は、第8条及び第9条第3項の規定にかかわらず、平成21年6月30日までとする。

付 則（平成25年6月20日）

この規約は、平成25年6月20日から実施する。

付 則（令和4年8月3日）

この規約は、令和4年4月1日から実施する。